

2026年4月1日

便宜供与に関する管理方針

当社は、保険代理店業および兼業事業において、お客様や取引先（関係者）との公正・健全な関係維持を基本原則とします。募集人（役職員含む）による不当な便宜供与の授受防止に向けた当社の考えと取り組みを示し、高い倫理観と法令遵守で信頼獲得に努めます。

1. 便宜供与に関する基本的考え方

不当な便宜供与による公正取引・お客様利益の侵害防止を徹底します。便宜供与(保険会社および保険会社の役員もしくは使用人から金銭、物品、接待、その他の利益を提供される行為)は受けた見返りとして当該保険会社の商品を優先的に推奨することにより顧客の適切な商品選択の機会を阻害するため、社会通念、法令、商習慣を逸脱しません。

2. 禁止される不適切な便宜供与

以下の合理性・公平性・適正性・必要性の観点で不適切な便宜供与の授受を厳禁とします。

- ・贈賄・強要目的：関係者の不公正な意思決定誘引・影響目的での金品等（金銭、物品、飲食接待、旅行、便宜、歓待、役務、経済的利益等）の提供・要求。
- ・社会通念逸脱：社会通念・商習慣を逸脱した過剰な金品等の授受。
- ・情報・地位利用：兼業事業で得た情報・優位な地位を利用した不当な保険契約強要。
- ・法令違反：保険業法その他関連法令に違反する形の便宜供与。

3. 許容される便宜供与の範囲と当社の姿勢

禁止行為に該当しない限り、社会通念上許容される範囲内で認められます。

判断に迷う場合や範囲を超える場合は事前承認を得る体制です。

4. 募集人への教育 募集人への定期教育・研修で意識向上・行動徹底を図ります。

5. 疑義発生時の対応と違反行為への対処 疑義・違反を知った際は相談・報告を奨励します。報告者への不利益取扱いはず、違反には厳正に対処します。